

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人静岡手をつなぐ育成の会(以下「法人」という。)の役員、評議員選任・解任委員(以下「選任等委員」という。)、評議員及び苦情解決第三者委員(以下「第三者委員」という。)の報酬について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

- 2 報酬とは、法人と委任関係にある役員、選任等委員、評議員及び第三者委員が職務を執行した時に対価として支払われるものであり、この対価には実費弁償費(交通費)も含まれるものとする。

(役員の実務執行報酬)

第3条 理事長及び常務理事の報酬は、別に定める業務の執行対価として別表1の規定による報酬を支払うものとする。

- 2 理事長及び常務理事を除く理事が理事会に出席の他、別に定める業務を執行した時は、その対価として別表2の規定による報酬を支払うものとする。

また、理事会と同一の日に開催された評議員会に出席した時は、理事会及び評議員会の出席延べ時間の対価として別表2の規定による報酬を支払うものとする。

- 3 監事が理事会及び評議員会に出席の他、他に定める業務を執行した時は、その対価として別表2の規定による報酬を支払うものとする。

尚、理事会と同一の日に開催された評議員会に出席した時は、理事会及び評議員会の出席延べ時間の対価として別表2の規定による報酬を支払うものとする。

- 4 役員の実務執行報酬総額は6,400,000円を超えないものとする。

(評議員の実務執行報酬)

第4条 評議員が評議員会に出席の他、別に定める業務を執行した時は、その対価として別表2の規定による報酬を支払うものとする。

また、評議員会と同一の日に開催された理事会に出席した時は、評議員会及び理事会の出席延べ時間の対価として別表2規定による報酬を支払うものとする。

- 2 評議員の実務執行報酬総額は300,000円を超えないものとする。

(選任等委員の実務執行報酬)

第5条 評議員の選任等委員が委員会に出席し業務を執行した時は、別表2の規定による報酬を支払うものとする。

(第三者委員の業務執行報酬)

第6条 第三者委員が理事会および評議員会に出席の他、別に定める業務を執行した時は、その対価として別表2の規定による報酬を支払うものとする。

尚、理事会と同一の日で開催された評議員会に出席した時は、理事会及び評議員会の出席延べ時間の対価として別表2の規定による報酬を支払うものとする。

- 2 第三者委員が理事会および評議員会(出席)以外の日において、法人および事業所に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表2により報酬および報酬を支払うものとする。

(出張旅費)

第7条 役員、選任等委員、評議員及び第三者委員が業務執行のため出張する場合は、別表3の規定による旅費を支給する。

- 2 旅費は実費を支給する。
- 3 業務執行に必要な経費は、実費を原則として支給する。
- 4 旅費は、実情を考慮し増額することができる。
- 5 旅費等は、原則として出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務理事等)

第8条 事業所の職員を兼務する理事及び選任等委員は、事業所の職員としての業務を除く時間外の法人業務の執行に限り、この規程を適用することができる。

(役員等の職務証跡)

第9条 役員等は、法人職務証跡資料として、職務証跡の作成に協力するものとする。

(改正)

第10条 本規程の改正は、評議員会の議決を経るものとする。

附 則

- ・この規程は、平成24年4月1日より適用する。尚、旧規程は廃止する。
- ・この規程は、平成29年6月15日より適用する。
- ・この規程は、平成29年12月7日より適用する。